

社会福祉法人新市福社会
人材育成の方針【障がい福祉】
～ 実施期間 令和5年6月～令和6年5月 ～

I.基本方針

- ① 一生の仕事として安心して働ける職場環境の保障
(ディーセント・ワーク、ワークライフバランスの重視)
- ② 働きがいのある職場環境の保障 (キャリアパスの仕組み、動機づけ他)
- ③ 職員の能力開発、教育の充実 (資格取得等スキルアップの仕組み)

II.取り組み内容

●資質の向上

- ① 専門資格取得支援の実施(奨学金給付、受講料の補助等)
 - ・介護福祉士／社会福祉主事／社会福祉士／精神保健福祉士／介護支援専門員／
認知症ケア／喀痰吸引／キャリアアップ研修／実習指導者研修／サービス管理者等
の研修
- ② 研修の充実 ～人材育成センターにおける計画的運用～
 - ・法定研修
 - ・新人職員研修(採用時研修)
 - ・毎月のスキルアップ研修
 - ・各団体主催の専門研修への参加
 - ・外部講師による研修依頼
 - ・自己啓発研修制度
 - ・介護技術基礎研修
- ③ 研究成果発表会の実施(年1回)
 - ・法人内の各拠点、部署での新たな取り組みや業務改善等実践報告会を開催

●労働環境・処遇改善

- ① エルダー制度と人事考課制度の実施(定期的な面談、日々のOJTの実施)
- ② 職員面談の実施(全職員対象に職員面談、個々における年度目標を策定実施、ストレスチェック及び支援対策)
- ③ 腰痛予防対策の実施(体操の推奨・リフト、スライドシート等福祉用具の積極的活用)
- ④ 子育て支援制度(育児休暇・育児短時間勤務・介護、看護休暇制度)
- ⑤ 職員表彰制度(永年勤続者、優秀職員の表彰)
- ⑥ ICT導入における業務効率と業務内容の向上(ウェブ等の活用、広報の強化)

III.介護職員等への処遇改善の取り組み内容 (令和5年6月～令和6年5月)

◎処遇改善手当

介護職員を対象に常勤換算額 20,500円/月額支給。

加算額として

- ① 資格手当 : 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、管理栄養士
: 5,000円/月額支給。
介護福祉士 : 3,000円/月額支給。
- ② 基本給賃金の各個における昇給分

◎特定処遇改善手当

経験・技能のある介護職員に常勤換算で 5,000円/月額を支給。

※経験・技能のある介護職員とは、介護福祉士等の有資格者。介護福祉士等資格
が無の場合は、10年以上の職歴をもつ者。

その他の介護職員に常勤換算で 3,000円/月額を支給。

加算額として

- ① 主任者 : 5,000円/月額支給。
- ② 生活支援員、職業指導員、目標工賃達成指導員 : 2,500円/月額支給。

◎新処遇改善手当(ベースアップ加算手当)

処遇改善手当を受けている職員を対象に常勤換算額 6,000円/月額支給。

* 加算額と支給額に差額が生じた場合は

支給調整を行います(令和6年5月支給で調整予定)。